

<p>財務省告示第六号 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十八年十二月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。 平成十九年一月十日 財務大臣 臨時代理 柳澤 伯夫</p>	<p>一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第二百五十一回）</p> <p>二 発行の根拠 平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）第二条第一項及び財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条ノ二</p> <p>三 振替法の適用等 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。</p> <p>四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において応募の決定を受けた各申込みの応募</p>
--	---

十 十		九 八		七	
イ 一				イ	
発		振 額 最		払 込 金	
価 発		替 単 位		行 争 非 者 特 国	
格 行 行		額 面 金		行 争 非 者 特 国	
競 価		札 発 競		札 発 競 入 札 発 競	
争 格 日		札 発 競		札 発 競 入 札 発 競	
額	平 成 十 八 年 十 二 月 十 五 日	五 万 円	千 四 百 三 億 六 千 六 十 八 万 八 千 円	千 五 百 三 十 四 億 五 千 七 百 二 万 円	一 兆 五 千 二 百 五 十 億 八 千 三 十 一 万 九 千 九 百 九 十 五 円
面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 九	す る 。 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	ノ 二 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利	国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 法 第 五 条

十
十
六
五

十
四

十
十
三
二

口

償
還
金
額
限

後
の
利
子

初
期
利
子

入札発行
・競争
・別格
・参加
・非競争
・特別
・参加
・国債
・市場
・札
・発行
・競争
・入札
・発行

額
面
金
額
百
円
に
つ
き
百
円

平
成
二
十
年
十
二
月
十
五
日

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

す
次
の
期
日
に
つ
い
て
同
じ
。
規
定

年
〇
・
八
パ
ー
セ
ン
ト

十
七
銭
二
厘
に
つ
き
九
十
九
円
九

格
七
銭
以
上
の
そ
れ
ぞ
れ
の
応
募
価

十 十 十
九 八 七

払 者 入 払 元
込 者 札 場 利
期 者 参 所 金
日 加 加 支

平 財 日
成 務 本
十 大 銀
八 臣 行
年 か 通
十 通 知
二 知 を
月 受 け
十 け た
五 者
日